**ねんりんピック岐阜２０２５大垣市交流大会売店設置運営要項**

**１　趣旨**

**この要項は、ねんりんピック岐阜２０２５（以下｢大会｣という。）において、ねんりんピック岐阜２０２５大垣市実行委員会（以下｢市実行委員会｣という。）が交流大会の会場に設置する売店の運営等について、必要な事項を定めるものとする。**

**２　設置会場、設置期間等**

**売店の設置会場や期間、開設時間については、次のとおりとする。ただし、荒天時の取扱いについては、別途決定するものとする。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **種　目** | **設置会場** | **設置期間**  **（令和7年）** | **開設時間（予定）** |
| **ソフトテニス** | **西公園庭球場 南側**  **（芝生広場）** | **10月19日（日）** | **9時～16時30分** |
| **10月20日（月）** | **9時～16時30分** |
| **囲碁・健康マージャン** | **総合体育館 第1・2体育館連絡通路** | **10月19日（日）** | **9時～17時** |
| **10月20日（月）** | **9時～16時30分** |

**３　出店数、出店位置**

**売店の出店数、出店位置は、市実行委員会が交流大会会場等の状況等を勘案して決定する。なお、各会場の出店数（募集店舗数）は、別紙「ねんりんピック岐阜２０２５大垣市交流大会売店募集の概要」に示すとおりとする。**

**４　経費の負担**

**売店の出店料は無料とする。ただし、売店の運営に要する経費及び市実行委員会が設置する設備以外で必要となるものにかかる経費は、出店者の負担とする。**

**５　販売品目**

**売店における販売品目は、次に掲げるものとする。**

**⑴　大会に関連するスポーツ用品**

**⑵　ねんりんピック関連グッズ**

**ねんりんピック標章又はねんりんピック岐阜２０２５のマスコット「ミナモ」を使用した商品であり、それぞれ権利者に利用承認を得ているもの。**

**⑶　観光物産品（大垣市推奨観光土産品認定商品）**

**⑷　飲食物（製造加工品）**

**食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。**

**⑸　その他、市実行委員会が必要又は適当と認めたもの**

**６　出店者の条件**

**売店の出店者は原則として、次の⑴及び⑵のいずれにも該当する者で、市実行委員会が適当と認めた者とする。**

**⑴　次の条件のいずれかに該当する者**

**①　大垣市に店舗を有して営業をしている者（飲食物出店においては、店舗を有し営業許可を受けて営業している者）**

**②　大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品に係る関係団体等**

**③　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）**

**④　競技団体の推薦がある者**

**⑤　①～④に掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者**

**⑵　次の条件すべてに該当する者**

**①　大会開催期間中、継続して出店することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。**

**②　法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。**

**③　営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去1年間法令等に違反して処分を受けていないこと。**

**④　飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒等における行政処分歴がないこと。**

**⑤　申請書提出時点において、租税（法人税、消費税並びに消費税及び地方消費税等）の滞納がないこと。**

**⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号及び大垣市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同法律第2条第2号及び条例第2条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。**

**⑦　販売員等として暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。**

**７　出店者の運営の基準**

**出店者の売店の運営に必要な基準は次のとおりとし、市実行委員会の指示に従うものとする。**

**⑴　飲食物を販売する売店**

**①　食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的に行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。**

**②　廃棄物容器及び汚水容器は、耐水性材質で作られ、かつ、常時清潔を保持できるものとし、汚臭及び汚液が漏れない構造の適切な方法により、廃棄物や汚水は各自で処理すること。**

**⑵　その他の売店**

**取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。**

**８　出店申請**

**出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「出店申請書（様式第１号）」を市実行委員会に提出するものとする。**

**⑴　出店概要書（様式第２号）**

**⑵　売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第３号）**

**⑶　誓約書兼承諾書（様式第４号）**

**⑷　営業に関する許可証等の写し**

**⑸　大垣市税の完納証明書又はその写し（提出日前３か月以内に発行されたもの）**

**⑹　直近の事業年度の法人税又は消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（納税証明書その３又はその３の３）又はその写し（提出日前３か月以内に発行されたもの）**

**⑺　その他、市実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの**

**９　出店者の選定**

**市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、観光ＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、「３　出店数、出店位置」で示した各会場の売店設置数を超えたときは、観光物産品の出店者及び障害者支援施設、地元事業者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。**

**１０　出店許可証の交付**

**市実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第５号）」を交付するものとする。**

**１１　保健所への届出**

**臨時営業許可を必要とする出店者については、市実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所へ許可申請を行い、申請済の証明書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。**

**１２　売店責任者**

**出店者は次のとおり売店責任者を置くものとする。**

**⑴　出店者は当該販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。**

**⑵　出店者は売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。**

**⑶　売店責任者は市実施本部員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。**

**⑷　食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し　　販売員の指導に努めなければならない。**

**１３　禁止事項**

**出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。**

**⑴　出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。**

**⑵　商品を不当に高額な価格で販売すること。**

**⑶　指定された場所以外で立売り、呼び込み販売をすること。**

**⑷　アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、観光物産品（大垣市推奨観光土産品認定商品）であるアルコール飲料は、販売することができる。**

**⑸　許可された品目以外の物を販売すること。**

**⑹　拡声器及び音響器具類を使用すること。**

**⑺　火気を使用すること。**

**⑻　前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。**

**１４　遵守事項**

**出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。**

**⑴　市実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。**

**⑵　売店及びその周辺の清掃は、出店者が責任をもって行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。**

**⑶　販売品には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。**

**⑷　飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。**

**⑸　販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別に交付する駐車許可証等を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は１売店１台とし、会場又は車両の種類によっては駐車場を準備できない場合があるので留意すること。**

**⑹　販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。**

**⑺　服装は、清潔なものを着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。**

**⑻　市実行委員会が別途交付するＩＤカードを着用すること。**

**⑼　天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。**

**⑽　販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに市実行委員会に報告すること。**

**⑾　関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び市実施本部員の指示に従うこと。**

**１５　出店管理**

**売店における金品、販売品及び売店備品の管理は、出店時間外(夜間など)も含め、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切責任を負わないものとする。**

**１６　事故等の発生時の対応**

**売店において、事件、事故等が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたるとともに、市実施本部員へ連絡をし、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに市実施本部員に報告するとともに、その指示に従うものとする。**

**１７　許可の取消し**

**市実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。**

**⑴　関係法令及び本要項に違反したとき。**

**⑵　売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。**

**⑶　前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営において不適当と認めたとき。**

**１８　原状回復**

**出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、市実施本部員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。**

**１９　損害賠償**

**出店者（販売員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。**

**２０　補填及び補償**

**出店者に対する補填及び補償は、次のとおりとする。**

**⑴　出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。**

**⑵　出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等、市実行委員会の責に帰さない事由により、出店が中止又は縮小となった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。**

**２１　個人情報の取扱い**

**出店申請に伴い収集する売店販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。**

**２２　その他**

**この要項に定めるもののほか、売店設置運営の実施に関し必要な事項は別に定める。**

**附則**

**この要項は、令和7年2月28日から施行する。**